多様な農業の共存に向けて

国際農業・食料レター

2017年 8 月（No. 193）
全国農業協同組合中央会

〈今月の話題〉

米国における外国人労働の実態と
不法移民の取り締まり強化が米国農業に与える影響

☆国際農業・食料レターのバックナンバーは、下記
インターネットホームページをご覧ください。

＜「国際農業・食料レター」に関する問い合わせ先：ＪＡ全中 国際企画部 国際企画課
〒100-6837　東京都千代田区大手町１－３－１　ＪＡビル　☎　03－6665－6071＞
インターネット・ホームページ：http://agri.ja-group.jp/data/global/news.php

JAグループ

米国における外国人労働の実態と
不法移民の取り締まり強化が米国農業に与える影響

１．はじめに

2017年１月25日、トランプ大統領はメキシコ国境における「壁」の建設や米国内での不法移民の取り締まりの強化を指示する大統領令に署名した。これらは、2016年の大統領選挙戦からトランプ氏の選挙公約の目玉として打ち出されてきたものであり、トランプ大統領は、就任早々その公約の実行に取り組んでいる。約3,200キロにも及ぶメキシコ国境の「壁」の建設については、その莫大な予算をめぐり、現時点でその建設が実現するかは不透明な状況となっているが、移民法執行の強化については、2017年２月21日にも不法移民の強制送還の基準が厳格化されるなど、取り締まりの強化が進んでいる。

いずれにしても、不法移民問題は米国社会の長年の懸案であり、不法移民に職を奪われ、税金により成り立つ公共サービスをただ乗りされているとの不満は白人層に根強く、こうした不満がトランプ大統領の誕生を強く後押しした。それだけに新政権は、白人有権者に成果を強調し得る政策の具体化を図るはずである。

この政策に大きな不安を抱えているのが、不法移民への不満層と同じく大統領選挙でトランプ政権誕生に貢献した米国の農業者である。米国農業は、園芸や果樹、酪農などの労働集約的な経営の雇用労働者として、メキシコなどからの多数の不法移民を活用している実態にあり、それらの農業経営において移民法の執行強化による不法移民の強制送還は死活問題である。

本稿では、トランプ政権による移民政策の厳格化が行われるなか、農業大国アメリカを支えている外国人労働者に焦点をあて、活用の実態を概観するとともに、日本の農業者の立場から外国人労働者の問題が米国農業にどのように影響を与え得るのか批判的に考察したい。

２．米国農業における外国人労働の実態

⑴　農業従事者の約３割を占める雇用労働者

2012年の米国農業センサスによると、米国の農業経営総数は約208万経営で、米国全体で318万人が農業者として従事している。農業者数は近年減少して推移するとともに、基幹的な農業者の年齢が58.3歳と高齢化が進展し、労働力不足が喫緊の課題となっている。

このような状況のなか、農業の労働力不足を補うため、コントラクターなど農業サービスに従事している労働者を含め、米国全体で100万人を超える数の雇用労働者が農業に従事している。（図１）この数は、農業者数318万人のおよそ３割に匹敵する数であり、米国農業を支える重要な役割を担っている。

【図１　形態別雇用労働者の推移】

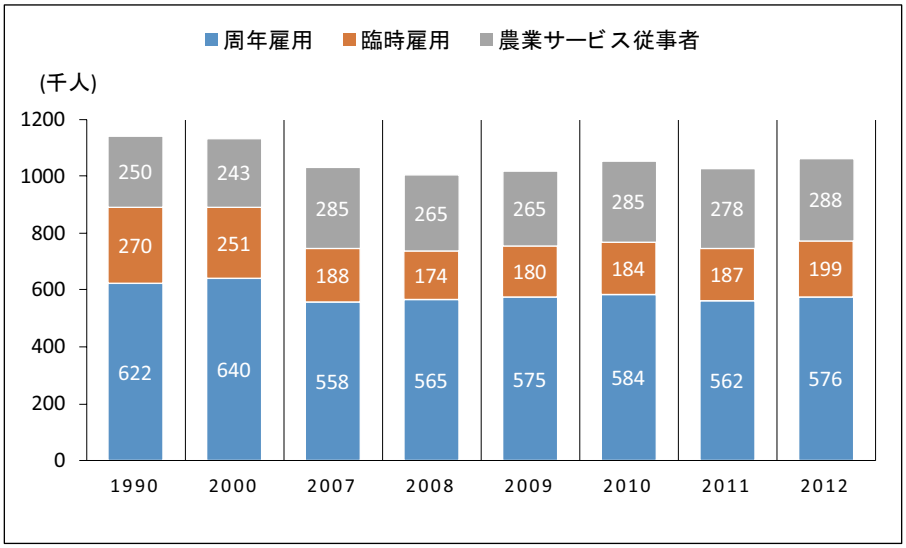

資料：ＵＳＤＡ資料より全中作成

次に雇用労働者を活用している農業経営の傾向であるが、まずは経営規模別に見てみたい。販売高＄500,000（5,500万円）を超える規模の経営で全体の70％以上の雇用労働者が活用されており、規模が大きい経営での活用が中心であることがわかる。（表１）なお、米国農務省によると、農業経営全体の約３割の経営で雇用労働者の活用が行われている。

【（表１）経営規模別（販売高）雇用労働者の活用割合】

販売高別 経営規模	＄50,000 未満	＄50000 ～ ＄99,999	＄100,000 ～ ＄249,999	＄250,000 ～ ＄499,999	＄500,000 ～ ＄999,999	＄1,000,000 以上
雇用労働者の 活用割合	７％	５％	７％	９％	13％	59％

資料：USDA「Farm Labor Survey (2017 May)」より全中作成

また、経営形態別に見ると、野菜や果樹などの経営でもっとも多く、次に畜産部門が続いている。土地利用型農業である小麦、トウモロコシなど穀物生産の割合が少なく、労働集約的な形態で全体の雇用労働力の活用の約９割が占められている。（表２）これは、果樹の収穫などの作業においては、機械化が難しく、人手に頼らざるを得ない状況によるものである。

【（表２）経営形態別雇用労働者の活用割合】

	穀物等の経営	園芸果樹等の経営	畜産経営
主な品目	小麦、コメ、 トウモロコシ、大豆など	野菜、果樹、木の実など	肉用牛、養豚、酪農など
雇用労働者の 活用割合	13％	54％	33％

資料：USDA「Farm Labor Survey (2017 May)」より全中作成

⑵　雇用労働者の50％は不法移民

米国農業を支えている雇用労働者だが、耕種経営における雇用労働者のうち米国籍を持ついわゆる米国民は全体の約30％しかすぎず、残りの約70％が外国人労働者で、その多くはメキシコ出身者である。さらに、米国農務省の調べでは、耕種農業経営の雇用労働者の約50％（外国人雇用労働者の約70％）は、ビザ（査証）をもたない不法移民で占めていることが明らかにされている。（図２）

畜産経営に関して米国農務省の調査は行われていないものの、アメリカ・ファーム・ビューロー連盟は、「米国内における雇用労働者の少なくとも50～70％は非合法な身分」との認識を示しており、畜産部門においても同水準以上の割合で不法移民が占めていることがわかる。米国農業全体の雇用労働者の50％が不法移民と仮定した場合、50万人もの雇用労働者が不法移民であるということとなる。

【（図２）耕種農業経営における法律上の身分別雇用労働者割合の推移】

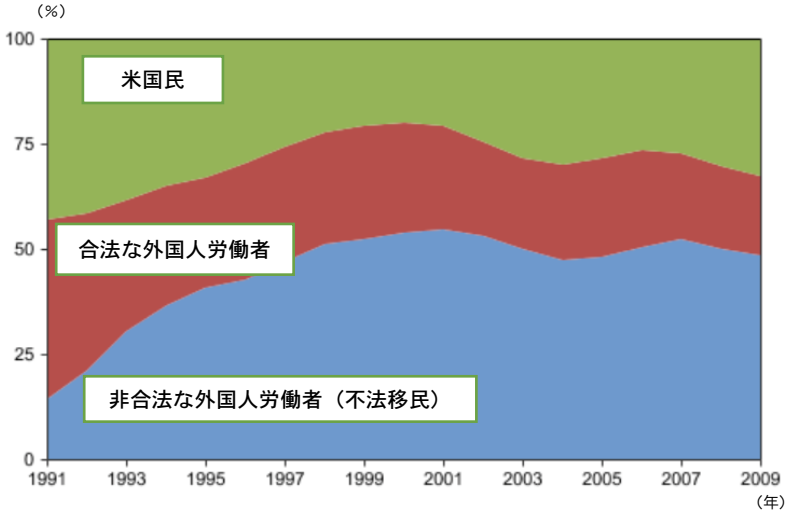

資料：ＵＳＤＡ

このため、前述の不法移民の取り締まりの強化により、50万人もの農業に従事する雇用労働者が強制的に出身国に送還させられかねないリスクを常に負っている状況といえる。

３．不法移民対策の強化が農業経営に与える影響

⑴　労働力不足により農業販売額が15％縮小との試算

アメリカ・ファーム・ビューロー連盟は、「非合法な外国人労働者の活用ができなくなれば、米国の農産物販売額は300億ドルから600億ドル減少する」と試算している。米国の農産物総販売額が約3,900億ドルと考えると最大で全体の15％もの販売額が減少する計算である。

加えて、同連盟は、不法移民が活用できないことによる影響として、国内の農業生産が果樹で30～61％、野菜で15～31％、畜産部門で13～27％それぞれ減少し、このことにより食料価格が５～６％上昇すると試算している。不法移民の存在は、農業者だけではなく、米国の消費者にも大きな影響を及ぼすことを示唆している。

果樹や畜産など労働集約的な経営において、機械化などによる効率化を図るためには、大きな投資が必要であり、収穫など一部の作業については機械化にも限界がある。これらの農業経営においては、必要量の労働力の確保は経営の根幹であり、労働力の不足は生産規模拡大の障害となったり、生産性の低下に直結したりすることで、農業経営に大きく悪影響を及ぼすこととなる。

政権による不法移民の取り締まり強化により、すぐさま全ての不法移民の活用ができなくなることは考えにくいものの、農業者自身の高齢化が進展し、農業界全体として労働力不足が問題視されるなか、不法移民対策の進展により雇用労働者の多数を占めるメキシコ人労働者が減少すれば、雇用労働者の７割を占める外国人の労働力を前提とした現在の米国農業基盤が揺らぐことにもなりかねない。

⑵　外国人労働者の減少による労働費の上昇

不法移民対策の強化による外国人労働者の減少は、雇用労働市場全体の需給のひっ迫と労賃上昇を招き、結果として農業経営による低賃金労働力の確保が困難になることをも意味する。

農業に従事する雇用労働者の賃金は、作業内容や品目、地域、法的な立場などによって大きく異なるとされているが、平均的な農業雇用労働者の賃金水準をみても米国内で最も低賃金のカテゴリーに入る。直近の賃金水準で比較すると、農業の雇用労働者の時給は＄12.32であり、全職種平均の＄26.18を大きく下回り、外国人労働者が多いとされる宿泊・飲食業の雇用労働者の賃金＄15.36と比較しても低い水準である。（表３）

【（表３）賃金水準の比較（2017年４月）】

業　種	平均賃金（時給）
全職種平均（農業除く）	＄26.18
製造業平均	＄27.48
サービス業平均	＄25.88
宿泊・飲食業	＄15.36
農業（雇用）	＄12.32

資料：USDA「Farm Labor Survey (2017 May)」、Bureau of Labor Statistics より全中作成

農業経営者からみれば、この低い賃金水準は、生産コストを抑えることができる経営的なメリットとなってきた。しかし、トランプ政権の不法移民取り締まり強化により、農業に従事する雇用労働者の低い賃金水準がこのまま維持されるとは限らない。これらの賃金水準は、雇用労働者の半数を占める外国人労働者の存在に依拠したものであり、それも恐らく多くの場合適法な賃金水準を下回るものである。不法移民の取り締まり強化と外国人労働者の減少によって農業経営の間で、あるいは農業以外の業種との間で、外国人労働者の争奪戦が生じたり、結果としてその不足分を米国民の雇用増で埋め合わせることが余儀なくされれば、賃金水準の上昇につながる可能性もある。

アメリカ・ファーム・ビューロー連盟は、園芸・果樹経営における変動コストのうち約４割が人件費に充てられている実態にあると言及しており、雇用労働者の賃金水準上昇による人件費の増加は、これらの経営に大きな影響を与える。

５．農業大国・豪州も外国人労働力確保をめぐり課題

ところで、外国人労働力確保をめぐる問題は、米国をしのぐ農業競争力を有する豪州でも、同様の問題が持ち上がり、農業団体が政府に対し農業における雇用労働力不足の懸念を表明している。

豪州最大の農業者団体である豪州農業者連盟（ＮＦＦ、National Farmers' Federation）は、本年４月17日付けネット配信記事において、オーストラリア政府のターンブル首相が、既存のワークビザ制度の見直しを表明したことに懸念を表明している。

同記事によれば、豪州政府は、「豪州労働者ファースト」との考え方のもと、外国人労働者を豪州国内のより高度な技術職求人に限定的に充当する新たなビザ制度を発足することを表明している。

同記事において、ＮＦＦのトニー・マー事務局長は、「政府は農業団体から実情を聞き取るべき。そうでなければ農業者がこの件に歓迎の意を表明することはできない」等の考え方を示している。

ＮＦＦが政府の方針に異を唱える背景には、米国同様、外国人労働者が大規模な豪州の農業経営を支えている実情があるものと見られる。

６．おわりに

米国の外国人労働者は、米国農業を支える重要な役割を担っているものの、その存在は約半数が不法移民という立場から、トランプ政権の政策により、極めて不安定な状況にある。

外国人労働者の活用はそれ自体否定されるものではないが、不法移民の雇用労働者としての活用はその法的な立場の弱さから、ビザを取得した雇用労働者よりも低い賃金での労働を強いられるなど労働環境の悪化を招くとの指摘もある。

また、その状況を悪用し、法が定める適正な賃金水準を負担することなく農業経営が行われているとすれば、これは、米国の農業経営体の国際競争力を本来許されない方法で高めていることとなり、結果として国際的な農産物市場において、正当な競争を阻害し、貿易をゆがめることにもなりかねない。

とりわけ米国は従来通商政策において、貿易相手国による「労働、環境、為替でのダンピング」がその国の国際競争力を不当に高めているとして、これを強く糾弾する姿勢を示してきた。米国を含む12か国で合意に至ったＴＰＰ協定をはじめ、今日交渉が進められる通商協定の中でも、労働に関する共通の価値観は重要なものとして位置づけられているなかで、米国の農業が雇用労働力の半分を不法移民で賄っている現実は問題があるものと、輸入国である日本として指摘せざるを得ない。

また、こうした米国農業における労働力確保の実態は、不当に安価で豊富な労働力を確保することと引き換えに、米国の農業経営にとって、深刻な労働力不足や生産コストの増加といった経営リスクを抱えることとなり、ひいては安定的な農業生産、食料供給を阻害するリスク要因となる。米国における安定的な農業生産や公平な貿易を行う観点からも、米国が不法移民の着実かつ現実的な解消に向けた対応をすすめることが望まれる。

わが国においても、外国人労働者の活用に関し、これまでの外国人研修生の受け入れ制度から、農業分野におけるさらなる活用に向けた議論が行われている。労働不足解消に向け期待が高まる中、安定的な農業生産に寄与する制度の構築が求められる。

以上

参考

米国の農業季節労働者向けビザ（Ｈ－２Ａビザ）の概要

米国には一時的に大量の未熟練労働者（高度な技術・知識などを有さない労働者）の受け入れを行うための就労ビザ（査証）が設けられている。その中でもＨ－２Ａビザは、農業の季節労働に従事する外国人に対して発給されるものであり、2015年には、約14万人が発給を受けている。直近では、ビザの申請数、発給ビザ数はともに増加して推移している。

【Ｈ－２Ａビザの申請数・発給数の推移】

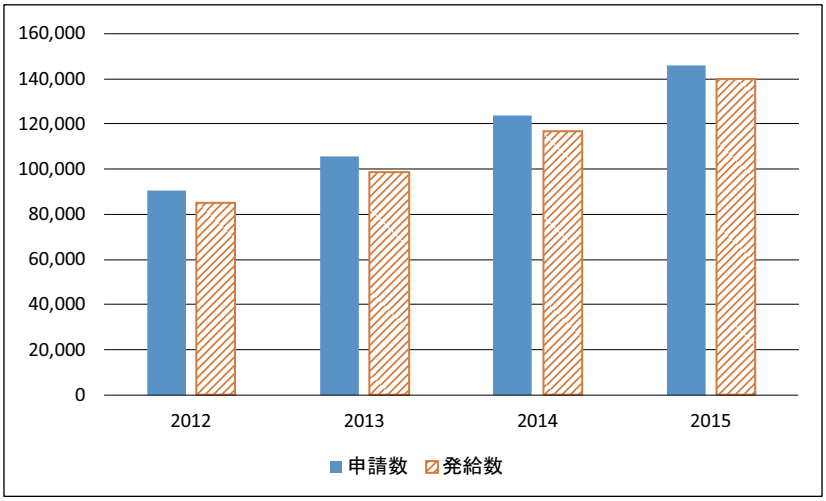

資料：United States Department of Labor「Annual Report 2015」

同ビザは、１年以内の短期の農業従事者を対象としており、継続した雇用を前提としたものではない。また、雇用主に対し、国内労働者の労働環境等へ影響を与えない賃金の設定や雇用者の滞在先・渡航手段の確保などの負担を課している。

【Ｈ－２Ａビザの申請数・発給数の推移】

- １年以内の短期の農業従事者に発給（３年間まで延長可能）
- 事前に国内労働者に対する求人活動を行い、国内での採用に努めることが必要。（国内では労働力を確保できないことを証明する必要）
- 連邦及び州の最低賃金などと比較し、その水準よりも高い賃金を支払うことが必要。（類似の国内労働者の労働条件に影響を与える恐れがないことを証明する必要）
- 外国人労働者の滞在先や往復の渡航手段を保証することが必要。
- ビザの発給数に制限はない。

資料：国立国会図書館「米国における就労目的に外国人の受け入れと規制」をもとに作成